

足寄町農業振興地域整備計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領（以下「本要領」という。）は、足寄町農業振興地域整備計画策定業務（以下「本業務」という。）について、民間事業者による専門知識と実績に基づくノウハウを活かした事業実施計画の提案、関係機関との協議を含めた対応力を求めるものとし、価格面の競争によるものだけでなく、総合的評価を行うことで最も適当と思われる者を受託候補者として選考するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の必要事項を定める。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 足寄町農業振興地域整備計画策定業務
- (2) 業務内容 足寄町農業振興地域整備計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約書による ～ 令和9年3月19日
- (4) 委託料上限額 990,000円（消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件 業務完了検査の後、一括支払い

3 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本町の令和8年度競争入札参加資格を有していること。なお、参加資格を有していない者であっても参加することは可能とするが、契約の相手方となる者は本業務に係る契約を締結するまでの間に参加資格を有していること。
- (3) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (5) 足寄町暴力団排除条例（平成25年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金改正法（昭和23年法律第194条）第3条に規定するもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当する者でないこと。
- (7) 過去3年間（令和5年4月1日～令和8年3月1日）において、地方公共団体発注の農業振興地域整備計画策定業務の履行実績を有し、かつ、本業務の配置予定担当者も同様の実績を有する者が含まれていること。

5 実施スケジュール

項 目	日 時	備 考
(1)公募の開始	令和8年8月31日(月)	公告、町公式HP掲載
(2)質問書の受付期間	令和8年8月31日(月)～ 9月11日(金)	電子メール受付(必着)
(3)質問書の回答期限	令和8年 9月18日(金)	町公式ホームページ掲載
(4)参加表明書の提出期限	令和8年 9月25日(金)	持参又は郵送(必着)
(5)参加資格結果の通知期限	令和8年 9月30日(水)	書面通知・郵送
(6)企画提案書の提出期限	令和8年10月14日(水)	持参又は郵送(必着)
(7)プレゼンテーション審査	令和8年11月上旬	詳細は電子メールで通知
(8)審査結果の通知	令和8年11月中旬	書面通知・郵送
(9)契約の締結	令和8年11月下旬	

6 質問書の提出期限と提出方法

公募の開始日から令和8年9月11日(金)午後5時5分まで必着とする。なお、質問書(様式第10号)の提出方法は、電子メール(nougyou@town.ashoro.hokkaido.jp)とし、件名「【質問書】足寄町農業振興地域整備計画策定業務」、事務局宛てに送付するとともに、その旨を電話連絡(0156-28-3861)すること。

7 質問書の回答

令和8年9月18日(金)までを予定とし、足寄町公式ホームページにて掲載する。なお、質問者の氏名等情報は掲載しない。

8 参加表明書の提出

参加希望者は、本要領及び仕様書を理解した上で、次の提出書類を期日までに提出すること。

(1) 提出書類 各様式書式は足寄町公式ホームページよりダウンロードし、使用すること。

プロポーザル参加表明書(様式第1号)

誓約書(様式第2号)

会社概要(様式第3号)

業務実績(様式第4号)

登記事項証明書(全部事項証明書) ※発行から3ヶ月以内

直近年度の下記納税証明書類

- ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則第9号書式その3の3)
- ・本店所在地の都道府県民税の納税証明書
- ・本店所在地の市区町村が発行する完納証明書

(2) 提出期限と提出方法

公募開始の日から令和8年9月25日(金)午後5時5分まで必着とする。なお、提出方法は事務局への持参又は郵送とする。

- ・持参の場合 受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時35分から午後5時5分まで。
- ・郵送の場合 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

9 参加資格結果の通知

令和8年9月30日（水）までを予定とし、郵送により事業者宛てに書面通知を行なう。

10 企画提案書の提出

参加資格を有した者は、本要領及び仕様書を理解した上で、次の提出書類を期日までに提出すること。

（1）提出書類 ※各様式は足寄町公式ホームページよりダウンロードし、使用すること。

企画提案書表紙（様式第5号）

企画提案書（様式第6号） ※任意様式可

実施体制（様式第7号）

予定担当者調書（業務処理責任者）（様式第8-1号）

予定担当者調書（担当者）（様式第8-2号）

見積書（様式第9号）

（2）提出期限と提出方法

令和8年10月14日（水）午後5時5分まで必着とする。なお、提出方法は事務局への持参又は郵送とする。

- ・持参の場合 受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時35分から午後5時5分まで。
- ・郵送の場合 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

（3）提出部数

正本1部、副本7部（様式順に左1箇所にはホチキス又はクリップによりとめること。）

※上記の提出と併せて、提出書類一式をPDFにデータ化しCD-R等にて1部提出すること。

※選考委員の企画提案書の確認を容易にするため、項目ごとの見出しを貼付すること。

※企画提案書を任意様式とする場合は、A4版の文書形式とし両面印刷とすること。

※企画提案書は仕様書の内容を踏まえて作成するとともに、仕様書の要件を上回るより良い提案がある場合は、その差異を明記するとともに、すべて委託料上限額内であること。また、記述にあたっては専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現での作成に努めること。

11 審査評価基準及び選考方法

企画提案書に基づき、足寄町農業振興地域整備計画策定業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、比較・検討のうえ、審査基準などから総合的に審査を行う。

企画提案書審査で評価点が最も高い事業者に本業務の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

（1）審査基準 審査評価基準のとおり

（2）企画提案書審査（プレゼンテーション）

本プロポーザルへの参加資格を満たしたものは、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

① 実施日時 令和8年11月上旬（詳細は確定次第通知）

② 実施場所 足寄町役場会議室

③ 出席者 3名以内とし、本業務に直接的に携わる者を含むこと。

④ 提案内容 プレゼンテーションは審査員が理解しやすい簡潔な内容説明とし、説明25分間、質疑応答15分間を参加資格者ごとに実施する。なお、プレゼンテーション実施当日の資料の追加及び変更は認めない。

- ⑤ 提案順 参加表明書を提出した事業者順でプレゼンテーションを行う。

(3) 審査結果の発表

令和8年11月中旬を予定に各参加資格者に対して書面で通知を行う。なお、審査結果に対する異議の申立ては受け付けないものとする。

(4) 留意事項等

- ① Web形式によるプレゼンテーションの参加及びプレゼンテーション時にプロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書の提出時（10月14日）までに事務局へその旨の連絡を行うこと。なお、プロジェクターの使用については、PC等端末機器を参加資格者が用意することとし、投影可能な資料は提出された企画提案書のみとする。
- ② 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- ③ 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りではない。
- ④ 提出書類の返却は行わない。なお、提出された企画提案書は、業務目的以外で使用しないものとする。
- ⑤ 企画提案書等は業者選考業務に必要な範囲において、複製を作成することがある。

1.2 契約の締結

本町と優先交渉権者は提案内容等の協議を行い、提案・協議内容を加えた仕様書を作成し、見積徴収を経て、委託料上限額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された優先交渉権者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた者と協議を行うものとする。

1.3 その他

- (1) プロポーザル参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加資格を有した者が、参加を取り下げの場合は辞退届（様式第11号）を提出するものとする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、プロポーザルの参加資格を無効とする。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 参加表明及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。その場合においても、選定委員会による審査を行う。
- (6) 参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明及び不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.4 事務局（書類提出先）

足寄町農林課農業振興室農政担当

〒089-3797 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

電話 0156-28-3861（直通）

メール nougyou@town.ashoro.hokkaido.jp